

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議開催要領

1 目的

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)は、「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」(以下「DV対策基本計画」という。)の見直し及びあり方について、学識経験者及び関係者から広く意見、助言等を求めるために開催する。

2 検討事項

策定会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力の現状と課題
- (2) DV対策基本計画の進捗状況
- (3) DV対策基本計画に掲げる施策又は事業
- (4) その他DV対策基本計画の策定に必要な事項

3 構成者

策定会議は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者15人以内の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 法律関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 警察関係者
- (8) 教育関係者
- (9) 公募市民
- (10) その他市長が指名する者

4 運営

- (1) 策定会議に座長及び副座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、策定会議の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- (4) 策定会議の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、策定会議での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 策定会議の庶務は、健康福祉局保健福祉部保健福祉政策課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、座長が策定会議に諮って定める。
- (3) この要領は、令和3年5月17日から施行する。
- (4) この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。